

社会医療法人禎心会 デイサービスセンター禎心会東

運 営 規 定

(事業の目的)

第1条 社会医療法人禎心会が開設するデイサービスセンター禎心会東（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び札幌市通所型サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所で指定通所介護及び札幌市通所型サービスの事業の提供にあたる者（以下「従業者」という。）が、要介護状態や要支援状態又それに相当する状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定通所介護及び札幌市通所型サービスの事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活のお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター禎心会東
- (2) 所在地 札幌市東区北45条東9丁目2番7号

(従業者の職種・員数及び職務内容・指定通所介護・札幌市通所型サービスを兼務)

第4条 事業所に勤務する職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 所 長 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者 生活相談員 2名（常勤兼務2名）
看護職員 5名（非常勤兼務5名）
介護職員 23名（常勤専従10名・常勤兼務2名
非常勤専従11名）
機能訓練指導員 9名（常勤専従3名・非常勤専従1名
非常勤兼務5名）

従業者は、指定通所介護及び札幌市通所型サービスの事業提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日および営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時45分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供時間 午前10時00分から午後3時30分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は月曜日から土曜日まで定員70名とする。(札幌市通所型サービスの定員含む)

(通所介護の内容)

第7条 指定通所介護及び札幌市通所型サービスの事業の内容は通所介護計画及び札幌市通所型サービス計画に基づく次のとおりとする。

(1) 生活指導（相談援助等）

(2) 機能訓練（日常動作訓練）

- ・ 個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱ（指定通所介護事業所）
- ・ 運動器機能向上（札幌市通所型サービス）
- ・ 口腔機能向上（指定通所介護事業所及び札幌市通所型サービス）

(3) 介護サービス

(4) 健康状態の確認

(5) 送迎

(6) 食事の提供

(7) 認知症加算（指定通所介護事業所）

(8) 入浴介助加算

(9) サービス提供体制強化加算

(9) 科学的介護推進体制加算

(10) 介護職員処遇改善等加算

(11) ADL維持等加算

(12) その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第8条 指定通所介護及び札幌市通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定通所介護及び札幌市通所型サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の利用者負担割合の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

(1) 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う送迎の費用として、事業所から通常の実施地域を越えて、片道おおむね10キロメートル未満300円、10キロメートル以上500円。

- (2) 食費として 650円（希望者）
- (3) 活動費として 100円（希望者）
- (4) キャンセル料 715円（前日に連絡ない場合）
- (5) その他指定通所介護及び札幌市通所型サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、札幌市東区・北区の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、指定通所介護及び札幌市通所型サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (2) 機能訓練等を行う際には、機能訓練指導員の指示に従う。
- (3) 入浴を利用する際には、介護員の指示に従う。
- (4) 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。
- (5) 事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取していただくこととする。食費は第8条に利用料として規定されるものであるが、同時に事業所は第7条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理サービス内容としているため、食事の内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

（緊急時における対応方法）

第11条 従業者は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（災害、火災・感染症対策）

第12条 業務継続計画（BCP）は、非常災害や感染症に対して対策し定期的に見直し研修等を年1回以上行う。従業者は安全確保のため常に災害事故防止と、感染症の予防及びまん延防止に努めるものとする。

防災設備として、消化器・消火栓・緊急通報システムを設置し救出用設備等を用意し、防災設備の点検は法令に従う。

事業所は、災害（地震、水害）各1回・防火訓練を年2回行う。

特別警報の発令など、事前に災害が予測される場合、感染症などで行政機関から指示があり臨時休業する場合等、速やかに利用者、家族、関係各位に連絡する。

また、サービス途中で同上のことが起きた場合、利用者の安全確保の

観点から、連絡の上サービス提供の中断や短縮、延長する場合がある。
感染対策委員を6か月に1回開催、研修等は年1回以上行うこととする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 各専門職員の関係職域研修会を年1回以上行う。
- (2) 居宅介護支援事業所等の関連事業所研修会に参加する。
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会医療法人 禎心会と事業所との協議に基づいて定めるものとする。

(ハラスメント対応)

第14条 ハラスメント対策として以下の対応を行う。

ハラスメントの研修会を年1回行う。

職員が利用者・ご家族等にハラスメント行為をした場合、管理者に連絡し、本契約を解除できるものとする。

利用者・ご家族等より重大なハラスメント行為があった場合、管理者より連絡し、話し合いの元、必要時には弁護士等と相談の上、2週間の予告期間を持ち、サービス提供の停止、契約解除する場合がある。

(高齢者虐待防止の対応)

第15条 高齢者虐待防止法に基づき、利用者の生命と尊厳の安全を保護するため以下の対応を行う。

事業所内で管理者が責任者となり、虐待防止委員会を年1回開催する。

従事者に対する年1回以上の虐待予防・対応に対する研修を実施する。

虐待が発見された場合、マニュアルに沿って速やかに対応する。

自ら権利を擁護することが困難な場合、必要に応じて成年後見制度等の利用を支援する。

サービス従事者による虐待等の通報があった場合、解雇やその他不利益な取り扱いを行わないこととする。

年1回従業員のストレスチェックを行いその軽減を図る。

事業所内において、身体拘束は行わない。

附 則

この規定は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。
平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
平成 21 年 7 月 1 日から施行する。
平成 22 年 3 月 1 日から施行する。
平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
平成 24 年 5 月 15 日から施行する。
平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
平成 27 年 5 月 1 日から施行する。
平成 28 年 5 月 1 日から施行する。
平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
平成 29 年 5 月 1 日から施行する。
平成 29 年 8 月 1 日から施行する。
平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
令和 2 年 6 月 25 日から施行する。
令和 4 年 8 月 1 日から施行する。
令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
令和 6 年 4 月 1 日から施行する。